

指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名：医療法人青樹会
- (2) 法人所在地：長野県松本市島立 2093
- (3) 電話番号：0570-099-365
- (4) 代表者氏名：理事長 一之瀬 峻輔
- (5) 設立年月日：平成 11 年 4 月 30 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

名称：医療法人青樹会 一之瀬脳神経外科病院 通所リハビリテーション
管理者：一之瀬 峻輔
所在地：長野県松本市島立 2093
電話番号：0263-48-6607

事業の種類	利用定員	指定年月日	介護保険指定番号
指定通所(介護予防通所) リハビリテーション	1日 45名 午前 35名 午後 10名	平成 20 年 4 月 1 日	2010217756 号

(2) 事業の目的

事業者は、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、ご利用者に対し、ご利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、このサービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所では、ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って通所リハビリテーションを提供するよう努めます。
- ②当事業所では、ご利用者の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をしていただくとともに、ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ③当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(4) 通常の事業の実施地域

松本市、安曇野市、山形村

(5) 営業日および営業時間（但し 12/30~1/3 を除く）

事業の種類	営業日	サービス提供時間
指定通所(介護予防通所) リハビリテーション	月曜日～金曜日	(1日) 9:00～15:30 (午前) 9:00～12:30 (午後) 13:30～15:30

3. 職員の体制

職種	常勤
医師	1人以上（兼務）
理学療法士	1人以上
作業療法士	1人以上
言語聴覚士	1人（兼務）
看護師	1人以上
介護職員	6人以上
事務	1人以上（兼務）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス
別紙の通り

(2) 介護保険給付対象とならないサービス

① 介護保険給付の支給限度額を超える通所リハビリテーションサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、限度額を超えたサービス利用料金の全額が利用者負担となります。

② 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション

法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションサービスを利用される場合は、介護報酬上のサービス料金の全額が利用者負担となります。

③ 通常の事業実施地域以外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。また有料道路等の通行が必要な場合には、その実費をご負担いただく場合があります。

実施地域外の場合

(1) 事業所の実施地域外から片道おおむね 5 km未満 200 円

(2) 事業所の実施地域外から片道おおむね 10 km未満 400 円 10 kmを超えた場合は 1 km毎に 40 円とする。

④ 手芸・工作の材料費

手工芸などの作成に必要なキットなどの材料費は実費をいただきます。

⑤ ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金などご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただく事が適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（例 紙パンツ・パッド代 実費）

⑦ 昼食費等（おやつ含む） 650 円（ただし、粥や刻み食などは 750 円となります。）

5. 利用料金のお支払い方法

利用料の支払いは、口座振替とさせていただきます。契約時に口座振替の手続きをさせていただきます。

毎月 10 日以降に前月分の請求明細書をお渡しし、引き落とし日は毎月 22 日（八十二銀行は 25 日）（銀行休業日の場合は翌営業日）となりますのでご準備ください。

6. 緊急時の対応

万一、ご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにかかりつけ医または協力医療機関および家族、身元引受人等関係者に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

万一、ご利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医師等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

8. 非常災害時の対応

非常災害が発生した際、利用者の安全確保後、直ちにサービスを停止し、別に事業所の定める規定に基づいて利用者の帰宅支援又は避難所までの輸送支援を行います。状況により送迎サービスが困難な場合は家族、身元引受人等関係者に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

9. 利用の中止・変更・追加

利用の予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後 5 時までには事業者申し出てください。ただしご利用者の体調不良等の場合はこの限りではありません。

10. 個人情報の保護について

個人情報保護の目的

当事業所では、ご利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針のもと、ここに利用目的を特定します。あらかじめご利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

(1) 事業所内での利用

- ①ご利用者に提供するサービス
- ②介護保険事務
- ③利用状況の管理
- ④会計・経理
- ⑤事故等の報告
- ⑥当該ご利用者のサービスの向上
- ⑦サービスの質の向上を目的とした事業所内症例研究
- ⑧その他、ご利用者にかかる管理運営業務

(2) 事業所外への情報提供としての利用

- ①他の病院、診療所、居宅サービス事業や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ②ご利用者の利用等にあたり外部の医師の意見・助言を求める場合
- ③ご家族等への心身の状況説明
- ④保険事務の委託
- ⑤審査支払機関へのレセプトの提供
- ⑥審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

(3) その他の利用

- ①サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②外部監査機関への情報提供

11. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ◎ 一之瀬脳神経外科病院 通所リハビリテーション
☎ 0263-48-6607 (担当) 川上 雅実
- ◎ 松本市役所 健康福祉部高齢者福祉課
☎ 0263-34-3213
- ◎ 安曇野市役所 介護保険課
☎ 0263-71-2472
- ◎ 山形村役場 保健福祉課
☎ 0263-97-2100